

※ 本人および保護者（父・母）の住所・住居が現在、大阪府内にない場合、下記の条件により

（ア） 特別事情申告書（中学校長の副申が必要）または

（イ） 承認書（教育委員会に申請し審査後交付されたもの）の提出が必要になります。

① 他府県の中学校又は外国の中学校を卒業する者（した者：以下同じ）のうち、本人及び保護者の住所が入学日までに府内になることが確実な者・・・（イ）

② 他府県の中学校を卒業する者のうち、本人及び保護者の住所が以前から府内にある者・・・（ア）

③ 府内の中学校に 3 年の途中で転校してきた者のうち次の者・・・（イ）

- ・ 本人の住所は府内にあるが、特別の事情により保護者の住所が府内にない者
- ・ 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

④ 府内の中学校卒業する者のうち次の者・・・（ア）

- ・ 本人及び保護者のうち的一方（父又は母）の住所は府内にあるが、一方が府内にない者
- ・ 3 年当初から在籍していた者のうち、次の a 又は b に該当する者
 - a 本人の住所は府内にあるが、保護者の住所が府内にない者
 - b 本人は府内に居住しているが、特別の事情により住所が府内にない者

※ 入学志願特別事情申告書（様式 6）

出身中学校長の副申を得た上で、出願時に志願先高等学校長に提出する。

※ 教育委員会の承認書

教育委員会に連絡を取り、入学志願特別事情申請書の交付を受け（1/9（木～）、必要な証明書等を添えて、1/23（木）～2/5（水）の期間（午前 10 時から午後 4 時土・日曜日を除く）に申請、承認を受ける。交付された承認書は出願時に提出する。

※ 詳しい内容は教育委員会の H P をご覧頂るか、下記までお問い合わせ下さい。

〒540-8571 大阪市中央区大手前 2 丁目 TEL 06-6941-0351（内線 3427）

大阪府教育委員会高等学校課学事グループ

<http://www.pref.osaka.jp/kotogakko/gakuji-g3/index.html>